主 文 原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。 被告人Aを懲役壱年弐月に処する。 原審における未決勾留日数中参拾日を右本刑に算入する 但し、本裁判確定の日から五年間右刑の執行を猶予する。 理 由

しかし前掲第一回公判調書によれば、原審が本件を簡易公判手続によつて審判する旨の決定をしたことが明〈要旨〉白である。しこうして簡易公判手続によつて審判目をする旨の決定があつた事件の証拠については、伝聞証拠と〈/要旨〉証拠能力の制にに関する刑事訴訟法第三百二十条第一項の規定はこれを適用せず(同条第二項)、高証拠調は、裁判所が公判期日において適当と認める方法でこれを行うことが出来類に同法第三百七条の二)のであるから、原審が検察官証拠申請書記載の各証拠とのの意見を求めず、従つてその結果(刑事訴訟規則第四十四条第一項第二十二号のかの意見を求めず、従つてその結果(刑事訴訟規則第四十四条第一項第二十二号のかの意見を求めず、従つてその結果(刑事訴訟規則第四十四条第一項第二十二号のを公判調書に記載しなかつたのは当然の措置というべく、記録を精益してもの意とに異議を述べた形跡は認めれずその他の点においても原審の訴訟手続には法令違反の点はいささかも存しない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 花輪三次郎 判事 山本長次 判事 栗田正)